

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の 選定療養について

令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から導入される仕組みです。

- ◆ 患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択した場合に、その差額の4分の1を患者さんに自己負担していただく仕組みです。
- ◆ 詳細や具体的な対象医薬品リストなどについては、厚生労働省ホームページで公表されています。
（参考）厚生労働省ポスター
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html
- ◆ ご不明な点がございましたら外来窓口（総務課）にお気軽にお尋ねください。

山形県立こども医療療育センター